

指定居宅サービスに要する 費用の額の算定に関する基準

(平成12年厚生省告示第19号)

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅サービスに要する費用（別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）及び特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>三 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額は、別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅サービスに要する費用（別表中短期入所療養介護に係る緊急時施設療養費（特定治療に係るものに限る。）及び特定診療費として算定される費用を除く。）の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>三 前二号の規定により指定居宅サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 210単位 (2) 所要時間30分以上 1 時間 未満の場合 402単位 (3) 所要時間 1 時間以上 584 単位に所 の場合 要時間 1 時間 から計算して 所要時間30分 を増すごとに 219単位を加 算した単位数	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 231単位 (2) 所要時間30分以上 1 時間 未満の場合 402単位 (3) 所要時間 1 時間以上 584 单位に所 の場合 要時間 1 時間 から計算して 所要時間30分 を増すごとに 83単位を加算 した単位数
所定単位数 の見直し	口 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分以上 1 時間 未満の場合 153卖位 (2) 所要時間 1 時間以上 222 単位に所 の場合 要時間 1 時間 から計算して 所要時間30分 を増すごとに 83卖位を加算 した単位数	口 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間30分以上 1 時間 未満の場合 208卖位 (2) 所要時間 1 時間以上 291 単位に所 の場合 要時間 1 時間 から計算して 所要時間30分 を増すごとに 83卖位を加算 した単位数
区分の名称 変更（家事 援助→生活 援助）	ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程 度行われる場合 (1) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 278卖位 (2) 所要時間 1 時間以上 403 卖位に所 の場合 要時間 1 時間 から計算して 所要時間30分 を増すごとに 151 卖位を加 算した単位数	
複合型の廃 止		
通院等介助 の新設	注1 利用者に対して、指定訪問介護事業 所(指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス基準」という。) 第5条第1項に	ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が 中心である場合 100卖位 注1 利用者に対して、指定訪問介護事業 所(指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準(平成11年 厚生省令第37号。以下「指定居宅サー ビス基準」という。) 第5条第1項に

改正事項	改 正 前	改 正 後
区分の名称 変更（家事 援助→生活 援助）にと もなう注の 変更	<p>規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p> <p>注2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）を中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>注3 口については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、<u>家事援助</u>（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第6項に規定する居宅要介護者等に対して行われるもの）をいう。）を中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>注4 ハについては、<u>指定訪問介護として身体介護と家事援助を同程度行った場合に所定単位数を算定する。</u></p>	<p>規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。) の訪問介護員等が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p> <p>注2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）を中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>注3 口については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、<u>生活援助</u>（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第6項に規定する居宅要介護者等に対して行われるもの）をいう。）を中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>注4 ハについては、<u>要介護者である利用者に対して、通院等のため、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。</u></p>
区分の見直し（通院等 介助の新設）にと もなう注の変 更	<p>注5 所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以</p>	<p>注5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の生活援助が中心である指定訪問介</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
合に係る算定方法の見直し	<p>上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、イ(3)の所定単位数にかかわらず、584単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定し、所要時間1時間以上1時間30分未満の身体介護及び家事援助がそれ程程度行われる指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間30分以上の家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、ハ(2)の所定単位数にかかわらず、403単位に当該家事援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定する。</p>	<p>護を行ったときは、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分を増すごとに83単位を加算した単位数を算定する。</p>
3級訪問介護員による場合の減算範囲・減算率の見直し	<p>注6 イ及びハについては、別に厚生労働大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める者→平成12年厚生省告示第23号 介護保険法施行令第2条の2各号に掲げる研修の課程のうち3級課程を修了した者（同令附則第4条の規定により同令第2条の2第1項第2号に規定する訪問介護員養成研修の課程（3級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの</p>	<p>注6 別に厚生労働大臣が定める者が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める者→平成12年厚生省告示第23号 介護保険法施行令第3条に掲げる研修の課程のうち3級課程を修了した者（同令附則第4条の規定により同令第2条の2第1項第2号に規定する訪問介護員養成研修の課程（3級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの</p>
2人の訪問介護員等による場合の加算範囲の見直し	<p>注7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める要件→平成12年厚生省告示第23号 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損</p>	<p>注7 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったときは、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める要件→平成12年厚生省告示第23号 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
(実質変更なし)	<p>行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認められる場合</p> <p>注8 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注10 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は、算定しない。</p>	<p>行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又は口に準ずると認められる場合</p> <p>注8 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注9 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問介護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合は、特別地域訪問介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注10 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問介護費は、算定しない。</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
変更なし	<p>2 訪問入浴介護費</p> <p>1,250単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。</p> <p>注2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。</p> <p>注3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注5 利用者が痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。</p>	<p>2 訪問入浴介護費</p> <p>1,250単位</p> <p>注1 利用者に対して、指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス基準第45条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。以下同じ。）の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。</p> <p>注2 利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、指定訪問入浴介護事業所の介護職員3人が、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。</p> <p>注3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が指定訪問入浴介護を行った場合は、特別地域訪問入浴介護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注5 利用者が<u>短期入所生活介護</u>、<u>短期入所療養介護</u>、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、訪問入浴介護費は、算定しない。</p>
(実質変更なし)		

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>3 訪問看護費</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 425単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 830単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,198単位</p> <p>ロ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 343単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 550卖位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 845卖位</p> <p>注1 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾患等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画に基づき、指定訪問看護事業所（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士若しくは作業療法士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問看護ステーションの理学療法士又は作業療法士が指定訪問看護を行った場合は、イ(2)の所定単位数を算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める疾患等→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、^{せき}脊髓小脳変性症、ハン</p>	<p>3 訪問看護費</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションの場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 425単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 830卖位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 1,198卖位</p> <p>ロ 病院又は診療所の場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 343卖位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 550卖位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 845卖位</p> <p>注1 通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾患等の患者を除く。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画に基づき、指定訪問看護事業所（同項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士若しくは作業療法士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問看護ステーションの理学療法士又は作業療法士が指定訪問看護を行った場合は、イ(2)の所定単位数を算定する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める疾患等→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、^{せき}脊髓小脳変性症、ハン</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
緊急時訪問看護加算の単位数の見直し	<p>チントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>注2 夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき1,370単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。以下同じ。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき840単位を所定</p>	<p>チントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態</p> <p>注2 夜間又は早朝に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問看護事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合は、特別地域訪問看護加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>注4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき540単位を所定単位数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。以下同じ。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として、1月につき290単位を所定単位</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p>単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>注5 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき250単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める状態→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ロ 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>注6 在宅で死亡した利用者について、死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する指定訪問看護の提供を開始した指定訪問看護事業所の看護師等が、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合は、死亡月につき1,200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注7 指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費は、算定しない。</p> <p>注8 利用者が痴呆対応型共同生活介護又</p>	<p>数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>注5 指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護事業所が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、特別管理加算として、1月につき250単位を所定単位数に加算する。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める状態→平成12年厚生省告示第23号</p> <p>次のいずれかに該当する状態</p> <p>イ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態</p> <p>ロ 気管カニューレ、ドレーンチューブ又は留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>注6 在宅で死亡した利用者について、死亡月の前月以前の月に当該利用者に対する指定訪問看護の提供を開始した指定訪問看護事業所の看護師等が、その死亡前24時間以内にターミナルケアを行った場合は、死亡月につき1,200単位を所定単位数に加算する。</p> <p>注7 指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問看護費は、算定しない。</p> <p>注8 利用者が短期入所生活介護、短期入</p>
(実質変更)		

改正事項	改 正 前	改 正 後
なし)	は特定施設入所者生活介護を受けてい る間は、訪問看護費は、算定しない。	所療養介護、痴呆対応型共同生活介護 又は特定施設入所者生活介護を受けて いる間は、訪問看護費は、算定しない。